

報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年5月27日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成20年3月17日	60,952円		平成20年2月27日昼頃、集積所に置いてあったコンテナが突風で飛ばされ、相手方宅の駐車場に駐車していた軽自動車の助手席側ドア下部に衝突しボディが損傷した。